

地域活性化総合特別区域計画

作成主体の名称：神奈川県

1 地域活性化総合特別区域の名称

さがみロボット産業特区 ～ロボットで支える県民のいのち～

2 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

① 総合特区の目指す目標

- 生活支援ロボットの実用化と普及を通じた地域の安全・安心の実現
 - ・ 生活支援ロボットの実用化と普及を促進していくことにより、人口減少と超高齢社会の到来によるあらゆる分野での人手不足や、新型コロナウイルス感染症、激甚化する自然災害など県民が直面する身体的・精神的負担等を軽減する。併せて、日常生活全体への実装を進めることで、多様化する社会課題の解決を図る。
また、昨今のサプライチェーンの混乱や製造業の国内回帰を好機と捉え、県内の高い技術力を有する中小企業と、県内外のロボット開発企業のマッチングに取り組むことにより、生活支援ロボットの実用化を担う企業の集積を進め、実証環境の充実を図る。
 - ・ このように、産業面から県民の「いのち」を守り、県民生活の安全・安心の確保及び地域社会の活性化の実現を図ることで、あらゆる分野で生活支援ロボットが活用される「ロボットと共生する社会」を実現し、人生100歳時代を迎えた県民の「いのち」を輝かせる。

② 評価指標及び数値目標

評価指標（1）：特区発ロボットの商品化状況

数値目標（1）：令和5年度から令和9年度までの5年間で累計30件

評価指標（2）：実証実験等の実施件数

数値目標（2）：令和5年度から令和9年度までの5年間で累計300件

評価指標（3）：企業誘致施策等を活用したロボット関連企業の件数

数値目標（3）：令和5年度から令和9年度までの5年間で累計35件

評価指標（4）：生活支援ロボットに関する特区の取組に参加する県内中小企業の数

数値目標（4）：令和5年度から令和9年度までの5年間で累計170社

評価指標（5）：生活支援ロボットの導入施設数

数値目標（5）：令和5年度から令和9年度までの5年間で累計500箇所

評価指標（6）：生活支援ロボットを体験する取組に参加した人数

数値目標（6）：令和5年度から令和9年度までの5年間で累計90,000人

3 特定地域活性化事業の名称

本特区においては、生活支援ロボットの実用化や普及を促進していくことにより、産業面から県民の「いのち」を守るとともに、県民生活の安全・安心の確保及び地域社会の活性化により県民の「いのち」を輝かせるため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら、研究開発・実証実験等の促進、実証環境の充実に向けた関連産業の集積促進、実用化された生活支援ロボットの普及の促進に係る取組を行っていく。また、生活支援ロボットの実証実験等の実施に向けて、現在までに緩和された措置を引き続き活用するとともに、必要に応じて新たな緩和措置を随時提案する。

- ① 生活支援ロボットの実証実験等の実施（地域活性化総合特区支援利子補給金）
（別紙2-4）

4 その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項

i) 一般地域活性化事業について

総合特区の目指す目標を達成するため、特定地域活性化総合特区事業とも連携しながら、今後必要な取組を行っていく。

ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置（別紙2-8）

イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置

- 医療機器製造販売承認等の手続の円滑化（薬事法）

企業等が実証実験にあたって医療機関に協力を求めること等について、薬事法上の運用等が示されたことにより、様々なロボットに係る薬事相談や、医療関係者が協力した実証実験等の円滑な実施が可能となった。

- 利用できる周波数帯や利用場所の拡大及び手続の円滑化（電波法）

電波のシールドが一定の条件を満たせば、実験試験局の免許不要でUWB帯を使った屋外実証も可能との見解が示され、被災者探索ロボットの実証実験が実現した。また、実験試験局の免許が必要となる場合についても、手続の円滑化について総務省の協力が得られている。

- 道路使用許可手続の簡略化（道路交通法）

県警本部との調整により、一回の申請で得られる許可期間が最大14日間まで延長され、公道を使った実証実験の円滑な実施が実現した。

- 「県版特区」の推進（都市計画法）

「市街化調整区域に工場等が立地する場合の開発許可基準」や「市町村が地区計画を定める場合における都道府県協議の廃止」について、一定の条件の下で地域独自の緩和が可能との見解が示され、県が権限を持つ規制の緩和を行う「県版特区」が実現した。

- 「超音波診断ロボット」を活用した遠隔診療（医師法）

一定の条件の下で、遠隔診療に「超音波診断ロボット」を活用可能との見解が示され、同ロボットの実証実験が実現した。

- 介護ロボットへの介護保険適用の促進（介護保険法）

介護保険適用の提案について、「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」へ本特区から具体のロボットについて提案を行った。

なお、従来は3年に1度であった同手続きは、平成27年度から随時受付とされ、今後も本特区からの提案が可能となっている。

- 介護保険特定福祉用具導入時の地方自治体の補助制度との併用（介護保険法）
厚生労働省から、介護保険給付と地方自治体の一般財源による補助との併用が可能との見解が示されたことにより、介護ロボットの導入費用の低減につながり、普及が促進されることとなった。
- 訪問介護員や介護支援専門員による服薬支援(カセット交換)の実施（医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、薬剤師法、平成12年3月17日老計第10号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）
厚生労働省から、現行法令で対応可能（ただし当該行為に係る介護報酬の取扱いについては各自治体（市町村）が判断）との見解が示されたことにより、服薬支援ロボットの普及が促進され、安定した服薬管理が実現することとなった。

別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>

1 特定地域活性化事業の名称

生活支援ロボットの実証実験等の実施（地域活性化総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社横浜銀行

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において、次のような生活支援ロボットの実用化に向けた研究開発又は実証実験等を実施する事業者に対して、必要な資金を貸し付ける事業を行う。

- リハビリの支援や施設職員の負担軽減など、介護・医療・福祉分野において役立つロボット
- 高齢者に対する見守り、自立した生活を支援するための移動や買い物、コミュニケーション支援など、高齢者の生活の中で活用が期待されるロボット
- 農林水産、インフラ・建設、交通・流通、観光等の分野における人手不足にかかる諸課題を解決・改善することが期待されるロボット
- 捜索や救助、調査などの各種作業を被災地で行う災害対応ロボット
- 犯罪・テロへの安心・安全を高めるロボット

当該取組については、本特区の地域活性化方針にあげる政策課題「少子高齢化の進行により増加するニーズへの対応」、「切迫する自然災害への対応」及びその解決策「研究開発・実証実験等の促進」と整合している。

b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）

第4号 新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の増大に資するもの

第8号 高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上に資する事業

第9号 地域における防災機能の確保その他地域住民の安全の確保に関する事業

別紙 2-8 <地域において講ずる措置>

1 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

○ 「セレクト神奈川NEXT」等による企業誘致の促進

より多くの企業を県内に誘致して県内経済の活性化と雇用の促進を図るため、様々な経済的インセンティブを講じる「セレクト神奈川NEXT」等の取組において、「さがみロボット産業特区」を活用して事業展開を図る場合には更に優遇措置を設けるなど、県版特区（下記2参照）による規制緩和とあわせて企業にとって魅力的な企業誘致策を総合的な施策パッケージとして再構築し、企業誘致を進めている。

○ セレクト神奈川NEXT（令和元年11月1日から令和6年3月31日まで）

項目	企業立地促進補助金	税制措置*	企業立地促進融資	企業誘致促進賃料補助金	
県外からの立地の場合	特区制度の活用等あり	投資額の6%(大企業)、12%(中小企業)を補助(上限10億円)	○	融資期間15年以内:0.9%以内 融資期間20年以内:1.4%以内	賃料の月額1/2を6ヶ月補助(上限900万円)
	特区制度の活用等なし	投資額の3%(大企業)、6%(中小企業)を補助(上限5億円)	○	融資期間15年以内:1.2%以内 融資期間20年以内:1.7%以内	賃料の月額1/3を6ヶ月補助(上限600万円)
県内再投資(県内の移転、拡張等)	特区制度の活用等あり	投資額の6%(大企業)、12%(中小企業)を補助(上限10億円)	○	融資期間15年以内:0.9%以内 融資期間20年以内:1.4%以内	外国企業のみ賃料の月額1/2を6ヶ月補助(上限900万円)
	特区制度の活用等なし	投資額の3%(大企業)、6%(中小企業)を補助(上限5億円)	○	融資期間15年以内:1.2%以内 融資期間20年以内:1.7%以内	外国企業のみ賃料の月額1/3を6ヶ月補助(上限600万円)

※不動産取得税の1/2軽減

2 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定

○ 「県版特区」の推進

さがみロボット産業特区の取組と合わせ、県自らも環境と産業立地との調和の観点から、企業の立地に係る負担の軽減を図り、生活支援ロボット関連産業の集積促進による実証環境の向上に積極的に取り組む。

具体的には、「県版特区」エリア（さがみ縦貫道路沿線地域等の工業系用途地域、工業系特定保留区域等）において、特定の法令等に基づく制度ではなく、県が所管する企業立地に関連する諸手続きの簡素化や規制緩和などにより、総合特区の取組との相乗効果を図り、総合特区の取組のさらなる促進を図る。

3 地方公共団体等における体制の整備

- 平成26年4月から、神奈川県産業労働局産業部産業振興課内に、「さがみロボット産業特区グループ」（職員等9名）を、また、特区区域内での事業推進力を高めるため、海老名市内にある地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所内に「さが

みロボット産業特区推進センター」を設置。（職員4名）

令和5年度から、中小企業のロボット産業への更なる参入促進に向け、特区区域内の市町との連携のもと県内中小企業と県内外のロボット開発企業とのマッチング体制を新たに構築するとともに、県内中小企業への部品発注を促進。併せて、ロボットの社会実装の加速化に向け、産業振興課内に「ロボット実装促進センター」を設置。

○ 特区内の市町独自の取組

特区内の各市町において、次の取組を独自に実施。

- ・ ロボット関連企業の参入促進に向けて、企業立地奨励金・テナントの家賃補助、税制上の優遇措置や、インキュベート施設の設置・支援の実施。
- ・ 生活支援ロボットの開発支援・実用化促進に向けて、ロボット関連企業の協議会等の設置・産学公の連携、ロボット開発企業と製造企業とのマッチングや、研究開発費助成等の実施。
- ・ 生活支援ロボットの導入支援として、導入費用補助制度等の創設。
- ・ ロボットの普及啓発として、学校でのロボットに関する教育活動、住民向けセミナー、生活支援ロボットの展示・体験施設の運営やPRイベント等の広報活動の実施。

4 その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

○ 重点プロジェクト（平成25年度～）

「さがみロボット産業特区」において実用化が期待される生活支援ロボットの開発案件のうち、早期に県民の目に触れる形で実証実験を行うことが可能な案件、県民生活に大きなインパクトを与えることが期待される案件、知名度が高く、対外的な発信力に優れた案件などを「重点プロジェクト」として位置づけ、積極的に取組を推進していく。このことにより、支援に係るノウハウの蓄積等を図り、この特区から生活支援ロボットを次々と生み出すための土壌をつくる。

○ 神奈川版オープンイノベーション（平成25年度～）

生活支援ロボット等を最短期間で商品化するため、専門家のコーディネート等により、企業や大学等の各機関がもつ資源を最適に組み合わせて研究開発を促進する。

○ 「さがみロボット産業特区プレ実証フィールド」の開設・運営（平成26年度～）

廃校となった県立高校を、生活支援ロボットの实証実験の場として活用。

○ ロボット普及・浸透推進事業（平成26年度～）

- ・ 生活支援ロボットを自由に体験してもらう場としてのロボット体験施設の運営と、県内の産業普及のイベント等において生活支援ロボットの普及啓発を図る。（平成26年度～）
- ・ 生活支援ロボットの購入やリースを検討している施設等が、安心してロボットを導入できるよう、事前に一定期間ロボットを試せる生活支援ロボットのモニター制度の実施。（平成27年度～）
- ・ AR・VR等のデジタル技術を活用して、県民や産業界に向けたロボットを身近に体験できる広報活動の実施。（令和5年度～）
- ・ リニア中央新幹線新駅の設置により向上が見込まれる橋本駅周辺のポテンシャルを、ものづくり産業の集積やロボットによる活性化等に繋げていくため、相模原市

をはじめとした特区内市町と連携し、県民、産業界におけるロボット活用の機運を醸成する。

○ **ロボット導入支援補助金（平成28年度～）**

特区的取組を活用して商品化された生活支援ロボットについて、導入の促進を図るため、導入経費の補助を実施。

○ **ロボット産業参入促進事業（平成30年度～）**

特区的取組効果を地域経済の活性化につなげるため、中小企業等がロボット関連産業に関わる機会を提供するとともに、ロボットを活用した新たな市場形成の可能性を示していくことにより、「産業界にとっての見える化」を推進し、特区への参加を促進する。

○ **中小企業ロボット産業参入促進事業（令和5年度～）**

ロボットの部品等を供給できる県内中小企業を掘り起こし、有望な開発企業を呼び込むことで受発注の機会を創出し、県内中小企業のロボット産業への参入とロボットの実用化を促進する。

○ **ロボット実装促進事業（令和5年度～）**

ロボットの活用イメージが湧かずに検討に踏み出せない施設に対し、課題とロボットの活用可能性を整理するための支援を行う。

その上で、施設と協働して開発・改良を行うロボット企業とのマッチングを実施し、開発・実装を促進するとともに、実装の成果やノウハウを展開することでロボットの社会実装を推進する。

別添6 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	さがみロボット産業特区協議会
地域協議会の設置日	平成24年9月10日
地域協議会の構成員	別紙のとおり
協議を行った日	<p>①第1回：平成24年9月10日 協議会を開催</p> <p>②第2回：平成25年5月1日 協議会を開催</p> <p>③第3回：平成25年8月27日 協議会を開催</p> <p>④第4回：平成26年3月28日 協議会を開催</p> <p>⑤第5回：平成26年8月29日 協議会を開催</p> <p>⑥第6回：平成27年8月17日 協議会を開催</p> <p>⑦第7回：平成28年6月29日 協議会を開催</p> <p>⑧第8回：平成29年8月29日 協議会を開催</p> <p>⑨第9回：平成30年7月12日 協議会を開催</p> <p>⑩第10回：令和2年7月7日 協議会（書面）を開催</p> <p>⑪第11回：令和3年7月20日 協議会（書面）を開催</p> <p>⑫第12回：令和4年12月19日 協議会（書面）を開催</p>
協議会の意見の概要	<p>【①第1回】</p> <p>1 地域協議会の設置について、了承された。</p> <p>2 総合特区計画の申請を行うことについて了承された。</p> <p>【②第2回】</p> <p>総合特区計画の概要案を提示し了承された。 （協議会における概要案以外への主な意見）</p> <p>1 国外の技術を使って開発を行うケースがあるため、安全貿易管理に関する規制緩和が必要であると考えます。</p> <p>2 協議会に部会を設ける件については賛成。「実証実験推進部会」「産業集積推進部会」のほかに、自治体等が企業間連携などについて意見交換できるような部会は設けないのか。</p> <p>3 規制緩和等に関する国との協議が難航しているとのことだが、県には今後ともがんばっていただきたい。この会のメンバーが県に寄せる期待は大きい。市内の企業でも関心を持っているところが多くなっている。</p> <p>4 立地を希望する企業からの問い合わせが増えている。特区指定で地域の注目度が上がっており、今のうちに企業誘致を行っていききたい。</p> <p>【③第3回】</p>

- 1 3団体の協議会の加入及び6団体のオブザーバー参加が了承された。
- 2 重点プロジェクトについて、案件毎のスケジュールや県の支援予定、補助金の採択状況等を報告、了承された。
- 3 神奈川版オープンイノベーションについて、研究開発を行うロボットのイメージや今後の展開等を報告し、了承された。
- 4 本特区の普及啓発活動に関して、協力を依頼した。
(協議会における概要案以外への主な意見)
産業集積では、新たに土地を作って企業を誘致するのが重要だが、工場の移転や売却などへの対応も必要。

【④第4回】

- 1 本特区の平成25年度の実績結果を報告。
- 2 4団体の協議会への加入について、了承された。
(協議会における概要案以外への主な意見)
実証実験を行うために、倫理審査が重要となっており、支援を強化して欲しい。

【⑤第5回】

- 9団体の協議会への加入について、了承された。
(協議会における概要案以外への主な意見)
- 1 普及のためには低価格化が必要。
 - 2 ロボットをレンタルするとき補助金を出してもらいたい。
 - 3 介護職員に代わって何らかの機能を司ったときに、保険点数を加算できないか国に提案している。

【⑥第6回】

- 1 本特区の平成26年度の実績結果を報告。
- 2 4団体の協議会への加入について、了承された。
- 3 ロボットと共生するための普及の取組を進めることについて、了承された。

【⑦第7回】

- 1 本特区の平成27年度の実績結果を報告。
- 2 次期特区計画の方向性について、了承された。

【⑧第8回】

- 1 本特区のこれまでの実績結果を報告。
- 2 特区期間を継続すること、次期計画期間での取組の方向性について、了承された。

	<p>3 1 団体の協議会の加入及び1 団体のオブザーバー参加が了承された。</p> <p>【⑨第9回】</p> <p>1 本特区の平成29年度を取組と第1期（平成25年度～平成29年度）の成果について報告。</p> <p>2 ロボットと共生する社会の実現に向けて、特区で取組む生活支援ロボットの対象範囲を拡大すること、県民にとってのメリットの「見える化」、産業界にとってのメリットの「見える化」の取組を進めていくことについて、意見交換を行った。</p> <p>【⑩第10回】</p> <p>1 本特区の令和元年度を取組結果と令和2年度を取組予定を書面にて報告。</p> <p>2 本特区の今後の取組について要望等アンケートを実施。</p> <p>【⑪第11回】</p> <p>1 本特区の令和2年度を取組結果と令和3年度を取組予定、令和2年度の要望等アンケート結果を書面にて報告。</p> <p>【⑫第12回】</p> <p>1 「さがみロボット産業特区」の継続（第3期）について承認。</p> <p>2 「さがみロボット産業特区」の令和4年度を取組について報告。</p>
意見に対する対応	<p>【①第1回】 特になし。</p> <p>【②第2回】</p> <p>1 について 5年間特区に取り組んでいく中で、この意見も含めて様々な規制緩和の可能性をさらに検討していく。</p> <p>2 について 特区協議会の部会という形では、今回提案した2部会を設置することとしたい。今回の意見について、こういった形で実現するかは改めて相談する。</p> <p>3 について 引き続き規制緩和を訴えていきたい。</p> <p>4 について チャンスを逃さないよう、引き続き市町と連携して企業誘致に取り組んでいく。</p>

【③第3回】

産業集積に関して、新たに土地を創出していくとともに、移転・売却等の情報を素早く掴み、それを企業誘致に活かしていきたいので、情報共有をさせていただきたい。

【④第4回】

倫理審査については、積極的にサポートするため、平成28年度より、特区独自の倫理審査会を設置した。

【⑤第5回】

普及のための支援として、平成28年度よりロボット導入支援補助制度を開始した。

【⑥第6回】

特になし。

【⑦第7回】

特になし。

【⑧第8回】

特になし。

【⑨第9回】

特になし。

【⑩第10回】

特になし。

【⑪第11回】

特になし。

【⑫第12回】

特になし。

別表

アズビル(株)
LLPアトムプロジェクト
(株)移動ロボット研究所
神奈川中央交通 (株)
(株) ケイエスピー
グローウィング(株)
コーワテック(株)
サーボランド(株)
湘南ロボケアセンター(株)
セコム(株)
ソニー(株)
ソフトバンクロボティクス(株)
ダブル技研(株)
日産自動車(株)
(株)日立製作所
パナソニック(株)
富士ソフト(株)
マイクロテック・ラボラトリー(株)
三菱重工業(株)
(株)きらぼし銀行
(株)横浜銀行
湘南信用金庫
平塚信用金庫
学校法人幾徳学園 (神奈川工科大学)
学校法人北里研究所 (北里大学研究支援センター)
学校法人慶應義塾 (慶應義塾大学)
学校法人湘南工科大学 (湘南工科大学)
学校法人東海大学 (東海大学・医学部付属病院)
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団
公益社団法人神奈川県医師会
公益社団法人神奈川県看護協会
公益社団法人かながわ福祉サービス振興会
一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会
地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所
伊勢原市商工会
寒川町商工会

座間市商工会
綾瀬市商工会
愛甲商工会
城山商工会
津久井商工会
相模湖商工会
藤野商工会
相模原商工会議所
藤沢商工会議所
平塚商工会議所
厚木商工会議所
茅ヶ崎商工会議所
大和商工会議所
海老名商工会議所
相模原市
平塚市
藤沢市
茅ヶ崎市
厚木市
大和市
伊勢原市
海老名市
座間市
綾瀬市
寒川町
愛川町
神奈川県

オブザーバー

横須賀市
横浜市
鎌倉市
Y R P 研究開発推進協会
関東経済産業局